

内閣参質一七一第七一号

平成二十一年三月六日

内閣総理大臣 麻生太郎

参議院議長江田五月殿

参議院議員辻泰弘君提出「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—平成二十一年財政検証結果」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻泰弘君提出「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—平成二一年財政検証結果—」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの資料については、平成二十一年度から平成六十二年度までの間の所得代替率の長期的な推移を簡潔に示すことを目的とするものであることから、平成二十六年度については御指摘の点についての記載を省略したものである。今後、次の財政検証の際の資料の作成については、御指摘の点を踏まえ、検討してまいりたい。

二について

お尋ねの現役男子の手取り収入額は、名目額で三十九・六万円、財政検証の前提として設定した物価上昇率で平成二十一年度現在の価値に割り戻した額（以下「現在価値」という。）で三十七・九万円、標準的な年金受給世帯の年金額は、名目額で二十三・八万円、現在価値で二十二・八万円、このうち、夫の厚生年金額は、名目額で九・八万円、現在価値で九・三万円、夫婦の基礎年金額は、名目額で合計十四・〇万円、現在価値で十三・四万円である。また、所得代替率六十・一パーセントのうち、報酬比例部分は二

十四・六パーセント、基礎年金部分は三十五・四パーセントである。

御指摘の図については、今後、どのような形で示すのがよいか検討してまいりたい。

三について

お尋ねについては、平成二十四年度がマイナス一・三パーセント、平成二十五年度がマイナス一・四パーセント、平成二十六年度がマイナス一・三パーセント、平成二十七年度がマイナス一・二パーセント、平成二十八年度がマイナス一・一パーセント、平成二十九年度がマイナス一・一パーセント、平成三十年度がマイナス一・〇パーセント、平成三十一年度がマイナス〇・九パーセント、平成三十二年度がマイナス〇・九パーセント、平成三十三年度がマイナス〇・九パーセント、平成三十四年度がマイナス〇・九パーセント、平成三十五年度がマイナス〇・八パーセント、平成三十六年度がマイナス〇・八パーセント、平成三十七年度がマイナス〇・九パーセント、平成三十八年度がマイナス〇・九パーセント、平成三十九年度がマイナス一・〇パーセント、平成四十年度がマイナス一・〇パーセント、平成四十一年度がマイナス一・一パーセント、平成四十二年度がマイナス一・二パーセント、平成四十三年度がマイナス一・三パーセント、平成四十四年度がマイナス一・四パーセント、平成四十五年度がマイナス一・五パーセント、

平成四十六年度がマイナス一・七パーセント、平成四十七年度がマイナス一・八パーセント、平成四十八年度がマイナス一・九パーセント、平成四十九年度がマイナス二・〇パーセント、平成五十年度がマイナス二・〇パーセントと推計している。

また、御指摘のマクロ経済スライドの調整率の示し方については、今後、検討してまいりたい。

四について

平成十六年に国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）により導入されたマクロ経済スライドは、賃金、物価が上昇していく範囲内で緩やかに給付水準を調整していくという手法をとっているため、その調整期間も長期にわたるものであるが、具体的な調整に際しては、前年度の年金の額を下回るような調整はしないなど、高齢者等の生活の安定にも十分配慮したものとなつており、国民の理解を得られるものと考へる。

五について

平成十六年年金制度改正において、将来の厚生年金の保険料率及び国民年金の保険料を固定することとされていてことから、平成十六年財政再計算の際には、将来の厚生年金の保険料率及び国民年金の保険料

を固定し、将来推計人口の前提や物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りを変化させて計算を行つたところ、基準ケース（将来推計人口の前提については国立社会保障・人口問題研究所が作成した「日本の将来推計人口（平成十四年一月推計）」における中位推計、長期の経済前提は物価上昇率一・〇パーセント、賃金上昇率二・一パーセント、運用利回り三・二パーセントとしたケース）において、結果として厚生年金と国民年金の給付調整期間が同じになつたものである。

六について

平成二十一年の財政検証においては、国民年金の保険料納付率を八十パーセントと設定しているが、これは社会保険庁が作成した「平成二十年度社会保険事業計画」において、「平成二十年度においては、現年度分保険料の納付率八十パーセントの目標達成に向けて最大限努力する」とされていることを踏まえたものである。

社会保険庁においては、この目標を達成するため、口座振替の利用やコンビニエンスストアでの納付促進など保険料の納めやすい環境を整備するとともに、十分な負担能力がありながら納付義務を果たさない場合には、財産の差押えを含む強制徴収による厳正な対応を図るなど、未納者の負担能力に応じたきめ細

かな対策を着実に実施することとしている。

また、平成二十一年の財政検証においては、国民年金の保険料納付率が八十パーセント以外の場合の試算は行っていない。なお、平成二十年五月の社会保障国民会議において示された「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」においては、国民年金保険料の納付率が六十五パーセントの場合は所得代替率が〇・五ポイント低下するという結果が示されている。

また、お尋ねの国民年金の全額免除率、四分の一免除率、半額免除率、四分の三免除率、学生納付特例率及び若年者納付猶予率は、いずれも平成十九年度における実績値である。

七について

お尋ねについては、従来の財政再計算結果と同様に、公的年金全体にわたる財政影響を示したものであることから、誤解のないよう基礎年金国庫負担額には地方負担分等を含んでいることを注において明記したものである。したがって、当該資料の表記について特段問題があるとは考えていない。

また、平成二十一年度予算に基づいて計算すると、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負

担分を除外した場合の基礎年金国庫負担額は、基礎年金国庫負担割合二分の一の場合においては九・六兆円、基礎年金国庫負担割合三十六・五パーセントの場合においては七・三兆円であり、現行の国庫負担割合三十六・五パーセントから国庫負担割合二分の一への引上げに要する額は、二・三兆円である。